

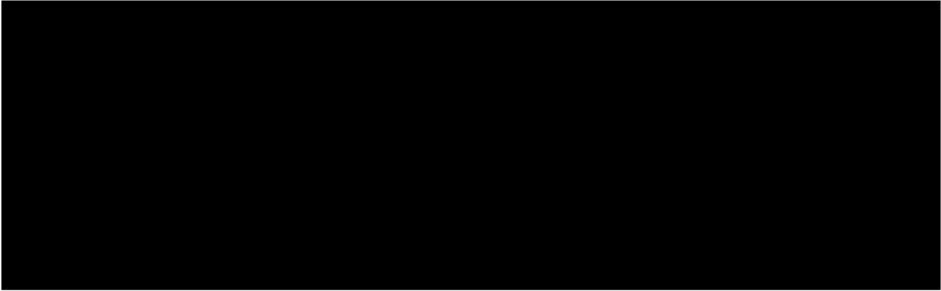


申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	1	回



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について

同意を得ました

(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人 みらい観光デザイン機構

団体代表者 役職・氏名

代表理事 本多健

分類

法人番号	団体コード
00105039149	

申請団体の住所

東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番8号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に更 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

中山間地域における地域資源を活かした 観光ビジネス発掘・育成プロジェクト

事業の種類_第一階層

活動支援団体

事業の種類_第二階層

民間公益活動を実施する担い手

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

事業実施（プロジェクト実施）

支援分野_活動支援団体

A.事業実施（プロジェクト実施）

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙 1 の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須入力セル		申請時入力不要	
任意入力セル			
基本情報			
申請団体		活動支援団体	
活動支援団体	事業名（主）	中山間地域における地域資源を活かした 観光ビジネス発掘・育成プロジェクト	
	事業名（副）	山形県をモデルケースに、起業と連携で地域に新しい価値を	
	団体名	一般社団法人 みらい観光デザイン機構	コンソーシアムの有無
支援対象区分		②民間公益活動を実施する担い手育成	
支援内容分野1		A事業実施	
支援内容分野2			
支援内容分野3			
支援内容分野4			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	☐ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	☐ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	☐ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	☐ ⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	☐ ④ 働くことが困難な人への支援
	☐ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	☐ ⑥女性の経済的自立への支援
	☐ ⑨ その他
☐	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	☐ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	☐ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	☐ ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	地域資源を活用した観光ビジネスの発掘・育成により、地域経済の多様化と持続可能な発展を目指します。 この支援により、地域全体で新たな挑戦を後押しする文化を醸成し、社会課題の解決と地域活性化につなげます。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	山形県中山間地域をモデルとし、地域資源を活用した観光ビジネスを発掘・育成することで、都市と地方の連携を促進し、持続可能な地域発展を実現します。 これにより、人口減少の抑制や地域間格差の縮小を目指します。
_12.つくる責任つかう責任	12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	地域資源を活かした観光ビジネスの育成を通じて、環境に配慮した持続可能な観光モデルを構築し、地域経済の安定や雇用創出、文化の継承を目指します。 この取り組みにより、観光と地域の持続可能な発展を両立させます。
_13.気候変動に具体的な対策を	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	地域資源を活かした観光ビジネスの発掘・育成において、環境保全や災害への適応を重視することで、気候変動に強い地域づくりを支援します。 これにより、持続可能な地域発展とレジリエンスの向上を目指します。

I.団体概要

(1)設立目的・理念	229/200字
地域の魅力を最大限に活かし、ユニバーサルデザインを基盤とした誰もが楽しめる持続可能な観光スタイルを創造する。地域住民が主体となる地域活性化を促進し、環境に配慮しながら未来へつなぐ新たな観光の可能性を追求し、地域と社会全体の発展に寄与することを目的とする。また、過疎化が進行する地域において、その魅力を発掘・開発し、持続可能な産業モデルを構築・成長させることで、外部人材の流入を促進する。また、起業を推進するとともに、事業の継承や後継者問題の解決にも貢献する。	
(2)団体の主な活動	200/200字
2013年、車いすテニス元日本代表の本間氏の入店拒否をきっかけに、有志による活動が始まる。「旅行者に優しいデザイン」をテーマに、国土交通省、日本建築士会連合会等の協賛を得て、社会に貢献する活動やデザインの表彰を行うとともに、学生や若手建築家を中心にアイデアを公募し、観光業界におけるバリアフリーの普及に努めてきた。近年、中山間地域を持つ自治体と関わる中で、新メンバーとの座組をもって法人化を決意した。	

II.事業概要

II.事業概要						契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です。
実施時期	(開始)	2025/4/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	山形県	
事業概要	本事業は、山形県の中山間地域において、新たなビジネスを立ち上げたいという意欲がありながら、一步を踏み出せずにいる事業者や団体と、意欲ある個人をつなぎ、地域に新しいビジネスを定着させることを目的としています。 また、将来的に地域を牽引する実行団体となる人材を発掘・育成し、地域活性化と社会課題の解決を視野に入れた持続可能な発展に寄与することを目標としています。 1. ビジネスコンテストの実施（地域商材とやる気ある人材のマッチング）☑ 地域内の事業者や団体の持つ地域資源を活用した、ビジネスコンテストを移住者等へ向けて開催します。 2. 入賞者の選定（3～5人程度）☑ 専門家や自治体関係者による審査を行い、上位入賞者を選定します。選定理由や改善点を講評として共有します。 3. 主催者、入賞者へのヒアリング☑ 入賞者及び地域資源保有団体（ビジコン主催者）に対し、個別にヒアリングを実施し各事業の詳細と課題を把握します。 4. ボトルネック調査☑ 各事業が直面する課題やボトルネックを調査・分析し、改善の方向性を検討します。 5. 専門家による勉強会の実施☑ 各団体の状況を基に、見学会、勉強会等を開催します ※ヒアリング内容に基づく内容に修正する予定。 6. 試作 それぞれの地域資源を生かした商品、サービスの試作などを実施します。 7. ネットワーク構築（懇親会、施設見学など）☑ 地域の事業者間での横のつながりを促進し、情報交換や協力関係を築く場を提供します。 8. 選定した社会実験の実施☑ 提案されたビジネスプランを実行に移す社会実験を実施します。実際に販売や提供し、その成果を測定し、具体的な成果と課題を明らかにします。 9. 事後評価☑ 社会実験の結果を踏まえ、地域で事業を展開するための課題とその対策を明確化します。						
777/800字							

III.事業の背景・課題

(1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	943/1000字
1. 地域の特性と課題 対象地域である山形県の中山間地域は、全国的な人口減少や高齢化の波を受けており、地域産業の衰退や後継者不足といった深刻な課題に直面しています。加えて、地域の担い手となる若年層が都市部へ流出し続けているため、持続可能な地域社会の実現が困難な状況です。一方で、近年では移住者や地域おこし協力隊といった新たな人材も見られ、地域に活気をもたらしつつあります。 2. 支援対象団体が直面する事業実施上の課題 支援対象となる既存の地域企業や起業を検討している移住者などには、以下の課題がヒアリング、アンケートから見えてきました。 ○経営・運営能力の不足 多くの団体が事業計画書の作成や事業収支の見通し、マーケティング戦略、商品開発などの基礎的な経営スキルに不安を抱えています。（特に地域の小規模事業者や起業を目指す個人において顕著） ○事業開始への心理的・実務的障壁 「起業したい」という意欲を持つ割合は高いものの、具体的な一歩を踏み出すことが難しい現状があります。 ○持続可能性の確保の難しさ 地域外からの移住者や地域おこし協力隊の中には、活動期間終了後の生活基盤の確保に悩むケースが多く見られます。定住し地域に貢献し続けるためには、経済的な安定と職の持続可能性が重要な要素となります。 3. 背景と課題が生じる要因 上記の課題は、以下の背景により生じていると考えられます： ○専門家不足 中山間地域では経営支援や商品開発に精通した専門家が少なく、相談相手の不足が顕著です。このため、地域の事業者や起業希望者は、経営の専門知識を習得する機会を得にくい状況です。 ○情報やネットワークの不足 地域内外の成功事例やビジネスモデルに触れる機会が限られており、事業者が他地域と連携してスケールアップを図るためのネットワークも脆弱です。 ○地域特有の課題 山形県中山間地域特有の厳しい自然環境や交通アクセスの制約も、事業運営や商品流通のハードルを高めています。これが、地域内で事業を成立させる際のさらなる負担となっています。 ○心理的な要因 起業を目指す個人や団体の中には、「失敗への不安」や「周囲の支援の少なさ」といった心理的障壁があり、それが一歩を踏み出す足枷となっています。	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	77/400字
・ 山形県過疎地域持続的発展方針 ・ デジタル田園都市構想（インキュベーション施設支援） ・ 山形県移住定住・地域活力創生課 等が近い政策として挙げられます。	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	333/400字
地域の企業や移住者などの支援対象者は、起業や新事業の立ち上げに意欲を持ちながらも、事業計画やマーケティング、商品開発に対する専門知識や相談相手の不足に悩んでいます。この現状を解決するには、対象者の能力を高める伴走型の支援が必要と感じます。（相談窓口として回答が多かった役場職員ですが、多岐にわたる専門的な支援が十分できる訳ではないと考えます） 地域の起業意欲のある人材を発掘・育成し、専門家による勉強会やネットワーク構築を通じて、地域の持続可能な発展に寄与する具体的な成果が期待されます。 これは、休眠預金交付金の目的である「民間公益活動を支える担い手の育成」にも貢献し、地域の職業の安定と地域経済の世代交代、継業等を促進する点で大きな意義があります。	

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	②民間公益活動を実施する担い手育成	(2)支援対象団体数	3～5
(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容			286/400字
本計画では、山形県中山間地域の14自治体（人口1万人以下）を対象に、地域資源を活用した産業や観光分野で活動する団体を支援対象とします。 この地域は人口減少や高齢化、産業衰退といった課題を抱えていますが、豊富な自然資源や文化的価値を活かした新たな可能性を秘めています。 支援対象とする団体の活動は、地域産業を基盤とした営利活動で、持続可能性や地域の課題解決に寄与するものを重視します。 具体的には、農林水産物の加工・販売、地域特産品を活かした観光事業、伝統工芸の復興や活用などの事業が想定されます。 また、環境への配慮や、自然災害への対応力を強化する取り組みを重視します。			
(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ			220/400字
地域 商社/企業（道の駅等の運営/地域商材製造）地域 観光協会（温泉施設運営/自然公園施設運営等） 地域 旅館組合 等 ○地域に古くからある団体が多い印象 近年、移住者が起業しているケースも見られるが、かなりレアケース。多くは古い組織が多い ○開発推進する人材が不足しているが、関係者数の規模としては大きい。例えば、地域商社の場合は、エリア内の農家ほとんどの方とつながっている。 ○新たな商品、商材、観光サービス等、開発が難しい現状がある。			

(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	248/200字
中期アウトカム： 旅行者の増加と事業の安定が実現し、地域内に起業や事業継承、新規事業への意欲が広がる。これにより、地域住民の働き方や暮らし方に、新たな選択肢が生まれ、地元の資源を活かしたビジネスを、地域全体で後押しする文化が根付く。 長期アウトカム： 地域における起業、事業継承、新規事業の創出が安定的に進み、それにより地域外からの移住者が増加。新たな人材と産業が地域に根付き、人口減少の抑制や多様な価値観の共存が実現する。 また、次世代へと受け継がれる豊かな暮らしと産業基盤が形成される。	

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）							120/100字		
活動支援プログラムの目的	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
起業や事業継承、新規事業への意欲を持つ人材を発掘し、地域の支援対象団体とマッチングさせ、課題を共有しながら伴走し、専門家の紹介や支援を通じて、新規事業への挑戦意欲を喚起する。また、地域内に支援者を増やし、挑戦を後押しする前向きな機運が高まる		・ ビジコン企画数 ・ ビジコン応募者数 ・ 試作試食会、体験会等地域向け開催数 ・ 社会実験（イベント）開催数		全て0からのスタート				・ ビジコン企画数：3回/年 ・ ビジコン応募者数：50名 ・ 試作試食会、体験会等地域向け開催数:3回/年 ・ 社会実験（イベント）開催数：1回/年	

(5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリ ング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
1. 将来実行団体（支援団体）と移住者等（応募者）のマッチング 地域資源を活用した商品開発の初期検証が進行。これによりビジネス アイデアの具体化が促され、新たな事業創出の手掛かりとなり、地域 経済の活性化へつながる。		マッチング成立数（支援団体と移住者・起 業意欲者間で正式に合意・連携した件数）		○	0				3社～5社	
2. ネットワークの構築 地域内外の関係者との連携が強化され、情報共有や協力が活発化しま す。このネットワークにより、新しいビジネスチャンスや共同プロ ジェクトの実現が進みます。		実施された懇親会、勉強会、交流イベント の回数 新たに形成されたパートナーシップや連携 案件の数		○	0				実施された懇親会、勉強会、交流イベント の回数 10回/年 新たに形成されたパートナーシップや連携 案件の数 10社	
3. 地域内での挑戦を応援する機運の醸成 支援を受けた団体が成果を上げることで、地域全体に「新しい挑戦を 応援し、後押しする機運」が広がります。地域住民が互いに支え合 い、挑戦を共有し合うことで、地域社会全体が成長する基盤が整いま す。		地域内での関連イベント（試作品発表会、 交流会）への参加者数		○	0				参加者数：100名/年	
4. 地域資源の有効活用 地域特有の資源や文化を活用した事業が増加し、地域の魅力を発信す ることができます。これにより、観光客の増加や地域ブランドの強化 が期待されます。		地域資源を活用した新規商品・サービスの 開発数		○	0				3～5品目（商品、サービス等）	

(5)-3 アウトプット	100字	指標	100字	モニタリ ング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
（活動の実施により生み出された結果）								
1－1．支援団体と移住者・起業者が連携し、地域資源活用の商品開発の初期検 証が開始。新たな事業アイデアが具体化し、地域経済活性化の足がかりとなる。		支援団体と移住者・起業者とのマッチング成立数（件 数） 初期検証に着手した商品開発アイデア数（件数） 試作・検証プロセスに進んだアイデア（プロトタイ プ）の数（件数）		○			支援団体と移住者・起業者とのマッチング成立数（件 数）：3～5件 初期検証に着手した商品開発アイデア数（件数）：3 ～5件 試作・検証プロセスに進んだアイデア（プロトタイ プ）の数（件数）：3～5件	
2－1．交流イベントや勉強会を開催し、地域内外の関係者がつながる機会を提 供することで、新たな連携や情報共有のネットワークが直接形成されます。		交流イベントや勉強会の開催回数 参加者間で新規に形成された連携数 交流イベントの参加者数		○			交流イベントや勉強会の開催回数：10回 参加者間で新規に形成された連携数：3～5件 交流イベントの参加者数：100名/年	
3－1．成功事例の共有や地域住民参加型イベントの実施を通じて、地域内で挑 戦する個人や団体を応援し後押しする雰囲気が直接的に広がります。		地域住民参加型イベントの開催回数 イベント参加者の満足度アンケート結果 地域に向けての情報発信回数		○			地域住民参加型イベントの開催回数：3回	
4－1．地域資源の特性を分析し、新たな商品やサービスとして事業化を支援す ることで、地域の強みを生かした具体的な活用モデルが直接生まれます。		開発された商品やサービスの件数 地域資源活用事業の売上高 参加事業者の満足度アンケート結果		○			開発された商品やサービスの件数：3～5件	

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間	
1－1－1 ビジネスコンテストの実施 地域の商工会や自治体と連携し、地域の支援団体が主催者となり移住者などを対象に観光ビジネスコンテストを開催します。これにより地域資源を活かしきれていない団体と、意欲やスキルを持つ個人を結び付けることで、新たな商品やサービスの創出を促進します。さらに、入賞者への個別ヒアリングを通じて課題を特定し、適切な支援を行うことで、地域を代表する商品やサービスへと成長させます。		支援開始1年以内	200/200字
2－1－1 ネットワーク構築（入賞者懇親会、施設見学など） 懇親会や施設見学会を実施し、地域内外の事業者間での横のつながりを強化します。これにより、参加者が互いの事業内容や課題を共有し、協力関係が生まれる場を提供します。また、事業者間での情報共有を活性化し、相互支援が可能となるネットワークを形成します。これらの活動は、事業者同士が自立して連携できる環境の整備に寄与します。		ビジネスコンテスト終了後 2年間	192/200字
3－1－1 試食会等の実施 支援するプロジェクトが進行すると、試食やサービスのテストが必要になります。地域住民が試食、体験を通じ、投票に参加する機会を設け、挑戦する事業者を応援する仕組みを構築します。さらに、入賞者の事業計画や成功例を地域に広く共有することで、地域全体に挑戦を支援し、後押しする雰囲気を醸成します。これにより、地域住民が主体的に関与する応援文化の形成を目指します。		ビジネスコンテスト終了後 2年間	189/200字
4－1－1 選定した社会実験の実施 地域資源を活用した新商品、新サービスを実行する社会実験を行います。期間を決め、実際に商品やサービスを販売、提供することで、売上や利用者の声を得ることができ、改良、改善へ繋がります。また、地域住民や事業者がこの実験を通じて自らの資源の価値を再認識し、応援や協力を行う仕組みを構築します。		ビジネスコンテスト終了後 2年間	158/200字
			0/200字

(5)-5 インプット	
人材	内部：合計4名 常時2名（事業統括責任者A 事業担当者B） 臨時2名（事業担当者C 補助アルバイトD） 外部：合計2人（専門家2人、評価アドバイザー1人）
資機材、その他	購入予定の機器はありません。

(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）	537/1000字
○考え方 支援対象団体が直面する課題やニーズは多様であり、場合によっては団体自身が課題を認識していない場合や、解決すべき優先順位が異なるケースも想定されます。 そのため、選定後に行う課題の検証や組織診断を通じて、支援団体と共通の課題認識を持つことが、支援プログラムの設計・実施に不可欠と考えます。 1. ヒアリング調査 ・支援対象団体の選定後、まず各団体に対して個別ヒアリングを実施します。 ・主な内容は、扱っている地域資源の情報、その売上、利益率、販路、流通、商品開発、地域連携、状況などです。 ・ヒアリングは専門家も参加し、新規事業等の判断材料を収集します 2. 共通認識を得るプロセスの重視 ・ヒアリングや診断の結果をフィードバックシートにまとめ、団体と共有します。 ・支援団体と詳細に話し合いを行い、現状の課題とビジネスコンテスト等で獲得したい人材やアイデアの優先度に関する共通認識を形成します。 3. 個別プランの作成 ・各団体の課題に応じたビジネスコンテストの企画書を作成します。 ・このビジネスコンテストを通じて、達成したい目標、地域の未来像、新規事業のイメージ、使いたい地域資源などを明確にします。 ・プランの作成には団体の意見も反映させ、合意形成を図ります。	

(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）	778/1000字
1. 支援内容決定の基本方針 団体の課題に基づく個別対応: 支援対象団体ごとに直面する課題や目的が異なるため、画一的ではなく、各団体の状況に応じたカスタマイズされた支援を行う方針を記載します。 主体的な取り組みを促す: 支援対象団体が支援内容に納得し、主体的に取り組むようにするため、団体の意見を積極的に反映させる重要性を述べます。 2. 支援計画作成の考え方 ・ビジネスコンテストの「主催者」として、公募時に短期、中期、長期目標や理念、組織の情報、各自団体が持っている地域資源を明確化します。（不足部分はヒアリングと現地調査で発掘する） ・ビジネスコンテストの「応募者」として、応募用紙に商品内容、特徴、革新性、ターゲット、販売方法、SNS戦略、広報方法などを記載します。 ・両社マッチング後、専門家の評価、アドバイスを共有し、2つの資料を合わせ完成させることで、事業計画書が完成するようにする。（・支援対象団体（主催者）、移住者等（応募者）が、詳しく書けない部分を支援する） ・特に、課題の特定 目標設定 自身の商品、サービスの強み弱みの把握が重要 3.個別支援計画の策定 支援内容を以下のように具体化します：(支援計画は簡潔に文書化) ・解決すべき課題 ・提供する支援内容（勉強会、試食会、見学会、外部専門家の派遣、ネットワーク構築支援など） ・支援の期間とスケジュール ・成果指標（KPI）の設定 4.支援計画の共有と合意形成 ・支援計画を団体と共有し、計画内容に対する意見や提案を受け付けます。 ・必要に応じて修正を行い、双方が合意した計画を最終版として確定します。 5. 計画実施後のモニタリングとフォローアップ ・支援計画の実施後、進捗状況や成果を定期的にモニタリングします。 ・必要に応じて計画を見直し、追加の支援を検討します。	

V.支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	183/200字
支援対象団体の募集は、地域の自治体や商工会を通じて行います。ビジネスコンテストの募集は、当社がこれまで開催してきた全国建築コンペ等の公募イベントの実績を活かし実施します。事業計画書、ビジネスコンテスト応募の作成には、Excelテンプレートを用いることで、手軽に参加可能な仕組みを採用します。また、各自治体や商工会と連携し、広報活動を通じて地域全体に情報を拡散します。	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	4/200字
200字	

VI.主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み	358/400字
全国公募を行う実績が豊富であり、応募者の多様なニーズに応じた審査・運営体制を確立しています。また、アイデアを実際の建築物として実現した経験があり、構想を具体的な成果物に転換する力を持っています。さらに、見学ツアー、表彰式、勉強会、講演会などのイベント企画・運営の実績があるため、プロジェクトの管理においても問題ありません。	
代表理事は、ホテルのブランドデザインという実績があります。加えて、インキュベーションマネージャー、コンテンツ/イベントプロデューサー、飲食コンサルタント兼フードコーディネーターなど、多岐にわたる専門性を持つメンバーがチームに在籍しています。この多様なスキルセットにより、ビジネスプランの具体化や支援対象団体への伴走型支援において、幅広い分野で高品質なサポートを提供できる点が大きな強みです。	

(2) 支援実績と成果	28/800字
休眠預金活用事業や活動支援団体としての実績はありません。	
(3) 支援ノウハウ	72/400字
休眠預金活用事業や活動支援団体としてのノウハウはありませんが、今までの活動、強みを基にし、支援対象団体の課題解決と持続的な成長をサポートします。	

(4) 実施体制	204/400字
事業統括責任者A	
事業担当者B	
事業担当者C :	
補助アルバイトD : 未定	
総務/経理担当者	
専門家（外部） : 未定（事業者のボトルネックによる）	
評価アドバイザー :	
(5) コンソーシアム利用有無	なし

(6)従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）			
氏名	役割・役職	実績・資格等	
			173/200字
			129/200字
			121/200字

(7) ガバナンス・コンプライアンス体制	367/400字
申請団体は、不正行為や利益相反を防止するため、以下のようなガバナンス・コンプライアンス体制を構築しています。まず、柏雅氏が担当者として、コンプライアンスやガバナンス、事業スキームの構築、評価プロセスの設計を指導し、透明性の高い運営を実現します。また、現在、団体のガバナンス・コンプライアンスに関する規定を作成中であり、完成後は全関係者への周知を徹底することで、不正の抑止と認識の統一を図ります。	
組織運営においては、プロジェクト担当と経理担当を分離し、業務を分掌する体制を採用しています。この体制により、利益相反が起こり得る状況を未然に防ぎ、客観的かつ公正な判断が可能となります。また、定期的に業務内容の監査を実施し、内部統制の強化を図ります。これらの取り組みにより、公正性と透明性を確保し、適切な事業運営を支える体制を維持します。	

中山間地域における地域資源を活かした観光ビジネス発掘・育成プロジェクト

02 事前評価

中山間地域における地域資源を活かした観光ビジネス発掘・育成プロジェクト

02-1 事前評価- 1

○目的

事前評価は、事業の必要性や方向性を明確にするために実施し、リスクや課題をあらかじめ把握する目的とします。

具体的には、地域や対象者のニーズをヒアリング調査、およびアンケート調査にて実施し、事業の計画書と目的の整合性を検証することに利用します。

○スケジュール

2024年3月から複数回にわたって山形を訪れ、各事業者へのヒアリングを実施しました。さらに、活動支援団体の公募を受け、11月から12月にかけて追加のヒアリングとアンケート調査を行い、得られた結果を事業計画の改善に活用しています。

○実施体制

山形県西川町の協力のもと、地域主要団体との面談、および、移住者、地域おこし協力隊、地域おこし協力隊OBOGへアンケート調査の依頼しました。
また、地域のインキュベーション施設に訪問し、利用者への依頼をしています。

○調査の概要

対象地域：山形県西川町
対象団体：地域おこし協力隊（現役/OBOG）、地元商工会、NPO法人
対象者数：個人30名(回答19名) 事業者7社(ヒアリング)
調査方法：アンケートの実施 個別ヒアリング



○地域の概要

人口・地理：人口5,000人。山形県の中央部に位置し、北に月山、南に朝日岳（共に出羽三山）を持ち、最上川水系の支流、寒河江川沿いに町が形成されている。

交通：東京からは山形新幹線の山形駅・空港は山形空港があり、それぞれ車で30分程度の距離。二次交通には難がある。

気候：日本有数の積雪量（6m）があり、春から夏にかけてスキーが楽しめるが、現在魅力ではなく、制約となっている。

観光：月山の登山、春スキー、カヌー、キャンプ等自然を生かしたアクティビティが豊富である。

可能性：春スキー、温泉等、国内環境客は減少しているが、地域特性の「豪雪」は、インバウンドも含めた観光資源にもつなげる可能性を持っている。

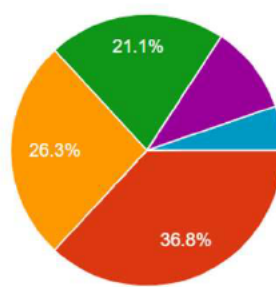
中山間地域における地域資源を活かした観光ビジネス発掘・育成プロジェクト

02-2 事前評価-2

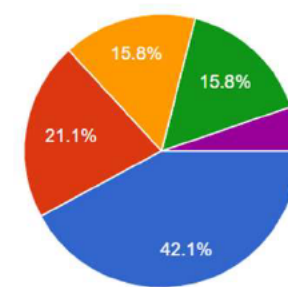
住まいの地域



年代

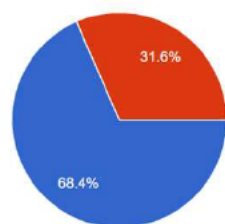


居住年数

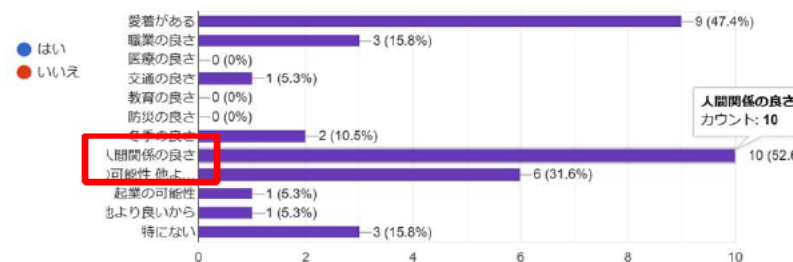


⇒ 地域おこし協力隊や移住者の起業意欲は全国調査と比較して高い。

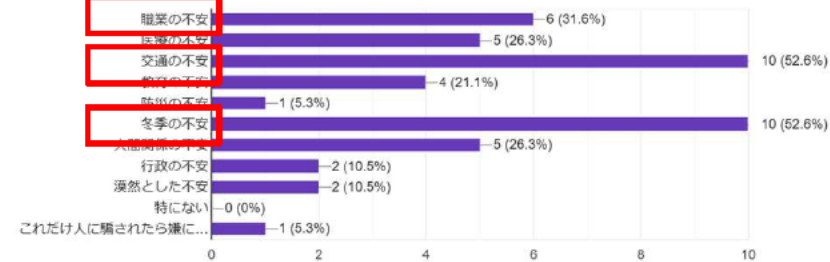
住み続けたいか？



良い理由



不安な理由

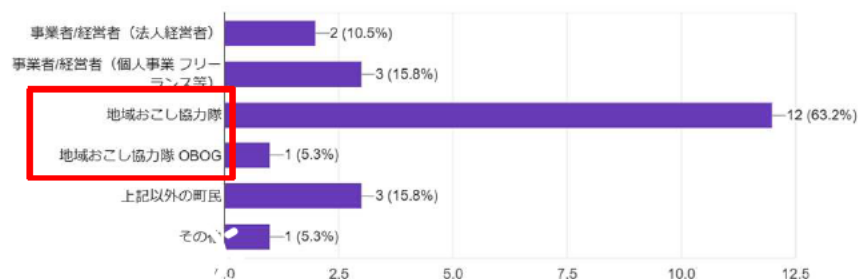


⇒ 人間関係の良さに割に、起業の可能性の良さは低い 冬季、交通、職業の不安が住み続ける不安要素に

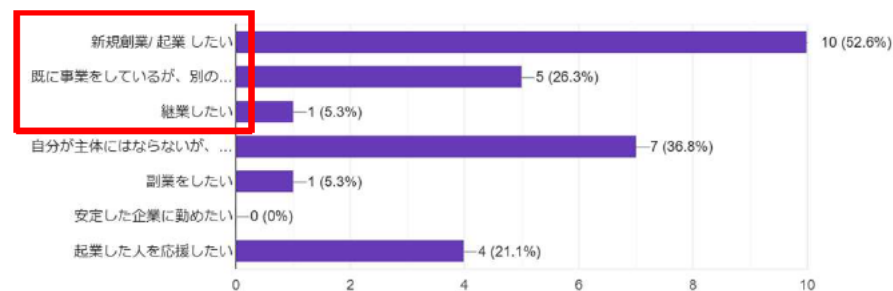
中山間地域における地域資源を活かした観光ビジネス発掘・育成プロジェクト

02-3 事前評価-2

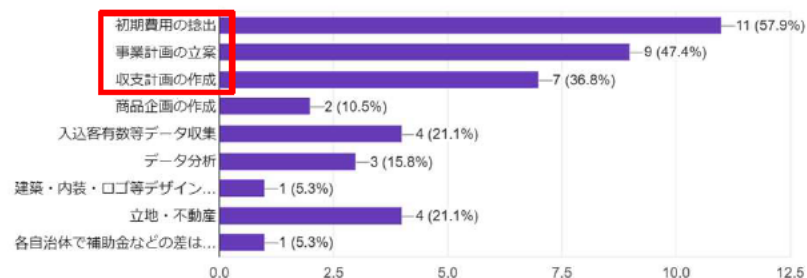
地域の職業について



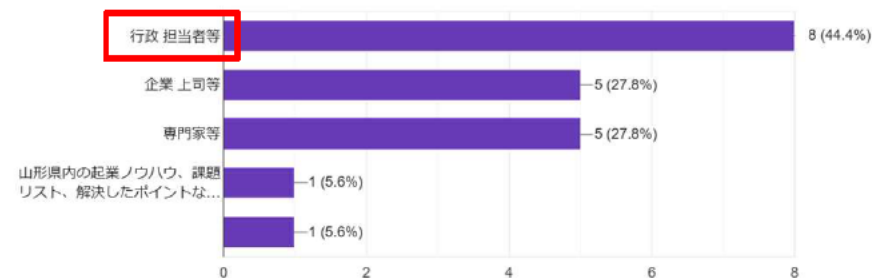
起業意欲について



起業に関しての不安について



相談窓口について



⇒ 初期費用の捻出と同じ程度に、事業計画や収支計画の不安がある。

02-4 事前評価から見てきた現状の課題

実行団体候補

ヒアリングを通じてわかった現状

- ① 地域の「職」に関する問題（発言）
 - 現状の事業を進めているので手一杯
 - 新規事業を進める人材が不足
 - 相談できる専門家はエリアにはいない
- ② 地域の「資源」に関する問題（考察）
 - 地域資源に対する自己評価が低い傾向
 - 農作物は規格外品などを安価に流通している現状
 - 冬季（季節変動）を理由に通年雇用をしていない

⇒ 新規事業には興味があるが、人材不足

移住者等

アンケート/ヒアリングを通じてわかった現状

- ① 地域の「職」に関する問題
 - 自分のやりたいこと、できることは、商売として成り立つのか？
 - 事業計画、マーケティング、収支計画の不安
 - 季節変動の大きさ（冬季の集客）等の不安
- ② 地域の「住」に関する問題
 - 職業の安定が、まずは移住/定住に必要
 - 住環境の不安
 - 冬季の不安

⇒ 起業はしたいけれど...不安要素も大きい

事業期間		2025/03/01 ~ 2028/03/31	
活動支援団体	事業名	中山間地域における地域資源を活かした観光ビジネス発掘・育成プロジェクト	
	団体名	一般社団法人みらい観光デザイン機構	

	助成金	
事業費		50,502,800
直接事業費		42,940,000
管理的経費		7,562,800
評価関連経費		1,500,000
合計		52,002,800

1. 事業費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	1,144,400	15,952,800	15,802,800	17,602,800	50,502,800
直接事業費	940,000	13,500,000	13,350,000	15,150,000	42,940,000
管理の経費	204,400	2,452,800	2,452,800	2,452,800	7,562,800

2. 評価関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (B)	0	500,000	500,000	500,000	1,500,000

3. 合計

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B)	1,144,400	16,452,800	16,302,800	18,102,800	52,002,800

資金計畫書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	2,500,000	95.28%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		資金分配団体/活動支援団体
団体名		一般社団法人　みらい観光デザイン機構	
郵便番号		103-0025	
都道府県		東京都	
市区町村		中央区	
番地等		日本橋茅場町2-13-8 第一大倉ビル4階　FLAT4	
電話番号		0356416455	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.hoop2015.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2014年（任意団体）	
法人格取得年月日		2024/11/18	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ホンダ　タケシ
	氏名	本多　健
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ホンマ　マサヒロ
	氏名	本間　正広
	役職	理事

(3)役員

役員数 [人]	2
理事・取締役数 [人]	2
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	0
無給 [人]	1
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	1
団体会員 正会員 [団体数]	1
団体会員 その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	0
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	
----------------	--

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	なし

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

役員名簿

- [各欄の入力方法と注意点]
- ・記載例（番号1〜3）は削除のうえ番号1より入力してください。
 - ・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
 - ・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
 - ・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6か月の兼職状況を記載してください。
 - ・提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
 - ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
 - ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
 - ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
 - ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
 - ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
 - ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなりま

- [役員情報の第三者提供について]
- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、[JANPIAを経由して警察庁へ提供](#)します。詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。
 - ・役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、[上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認](#)してください。
 - ・役員名簿記載の提供者全員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください。

必須入力セ

任意入力セ

☒ 役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

														兼職はありません
番号	入力確認欄	氏名 ^{カナ}	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考	JANPIA役員及び審査委員との兼職関係の有無（公募申請時においては過去6か月から申請時点までの期間について）
1	OK	ホンダ タツシ	本多 健						一般社団法人 みらい観光デザイン機構	理事長				なし
2	OK	ホンマ マサヒロ	本間 正広						一般社団法人 みらい観光デザイン機構	理事				なし
3	check!													

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	中山間地域における地域資源を活かした 魅力的な観光ビジネスの創出と就労支援
団体名:	一般社団法人 みらい観光デザイン機構
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款		
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	理事会を設置していないため提出不要			
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		理事会を設置していないため提出不要			
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	理事会を設置していないため提出不要			
(2)招集権者		理事会を設置していないため提出不要			
(3)招集理由		理事会を設置していないため提出不要			
(4)招集手続		理事会を設置していないため提出不要			
(5)決議事項		理事会を設置していないため提出不要			
(6)決議 (過半数か3分の2か)		理事会を設置していないため提出不要			
(7)議事録の作成		理事会を設置していないため提出不要			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			理事会を設置していないため提出不要		
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出			
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出			
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出			

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番8号
一般社団法人みらい観光デザイン機構

会社法人等番号	0100-05-039149
名 称	一般社団法人みらい観光デザイン機構
主たる事務所	東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番8号
法人の公告方法	当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に 掲示する方法により行う。
法人成立の年月日	令和6年11月18日
目的等	目的 当法人は、地域の魅力を最大限に活かし、持続可能で誰もが楽しめる新しい観光スタイルを創造し、地域活性化と社会全体の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。 1. 地域の文化、自然、特産品等の観光資源の発掘及び国内外へのプロモーション 2. ユニバーサルデザインを取り入れた観光施設、サービスの企画及び提案 3. 地域住民参加型観光プロジェクトの推進のためのワークショップ、イベントの企画及び運営 4. 持続可能な観光開発、エコツーリズム及び環境保護に関する各種サービスの提供及び研究開発 5. 新たなパラスポーツの創出、それを活用した観光プログラムの開発、運営及びスポーツ観光の振興 6. 前各号に付帯関連する一切の事業
役員に関する事項	代表理事 本 多 健
	理事 本 多 健
登記記録に関する事項	設立 令和 6年11月18日登記



東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番8号
一般社団法人みらい観光デザイン機構

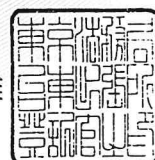
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局管轄)

令和 6年11月22日

東京法務局台東出張所
登記官

加 倉 井 栄 雄



定 款

一般社団法人みらい観光デザイン機構

令和6年11月1日 作成

令和 年 月 日 公証人認証

令和 年 月 日 設立

一般社団法人みらい観光デザイン機構 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みらい観光デザイン機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域の魅力を最大限に活かし、持続可能で誰もが楽しめる新しい観光スタイルを創造し、地域活性化と社会全体の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 地域の文化、自然、特産品等の観光資源の発掘及び国内外へのプロモーション
2. ユニバーサルデザインを取り入れた観光施設、サービスの企画及び提案
3. 地域住民参加型観光プロジェクトの推進のためのワークショップ、イベントの企画及び運営
4. 持続可能な観光開発、エコツーリズム及び環境保護に関する各種サービスの提供及び研究開発
5. 新たなパラスポーツの創出、それを活用した観光プログラムの開発、運営及びスポーツ観光の振興
6. 前各号に付帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の全会一致による承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない場合を除き1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退社したとき。

- 二 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 三 除名されたとき。
- 四 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録作成者がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、役員として理事1名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事を複数名置くときは、代表理事は社員総会において選定する。ただし、理事が1名の場合は、その者を代表理事とする。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(利益相反行為の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 二 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 三 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年10月31日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事		本多健
設立時代表理事		本多健

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員		本多健
設立時社員		本間正広

(法令の準拠)

第28条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人みらい観光デザイン機構設立のため、設立時社員本多健及び本間正広の定款作成
代理人司法書士中辻健介は、電磁記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和6年11月1日

設立時社員 本多健

設立時社員 本間正広

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都千代田区神田佐久間町3丁目16番地

司法書士 中辻健介

(登録番号 東京第5457号)

